

“社会的損失”問題と社会的費用論

—(統) 公害・環境問題研究への一視角—

寺 西 俊 一

一 はじめに

—本稿の課題—

本稿は、すでに発表した拙稿「公害・環境問題研究への一視角——いわゆる社会的費用論の批判と再構成をめぐる——」(以下、前稿と呼ぶ)の続きをなす後半部分である。⁽¹⁾

前稿では、これまで経済学分野からの公害・環境問題研究において、それなりに注目すべき問題分析への理論的一視角を提示してきたいわゆる社会的費用論の系譜に着目しながら、その先駆としてのK・W・カップの所論及びその批判的継承者としての宮本憲一氏の所論につい

て、それぞれ一定の批判的検討を加えた。そこで示した結論を以下に再述しておけば、次のとおりであった。

まず、公害や環境破壊の諸現象が社会に対してもたらしている(あるいは、もたらすことになる)諸々の否定的諸影響の問題を、私的経済活動がひきおこす“社会的損失”(Social Loss)の問題、という形で一貫して追究しようとしたカップの所論に關していえば、それは、前々稿⁽²⁾で述べたような一定の先駆的意義を有するという点で基本的に評価しうるものでありながらも、他方、各種の“社会的損失”問題をめぐる諸関係の理論化という点においては、必ずしもわれわれにとって十分満足のいくものではなかった、ということであった。そしてその際、

カップの所論では理論的に曖昧なままに残される結果となつてゐる問題は、主として以下の二点に係つてゐる、と述べた。すなわち第一には、各種の『社会的損失』の問題それ自体と、それに起因しつつもそれ自体とは明らかにカテゴリー的次元を異にする各種の諸費用(Expenditure)との理論的区別と関連をめぐる問題であり、第二には、各種の『社会的損失』問題への国家的(自治体レベルを含む)対応として不可避的に登場してくる社会的反作用の理論的意義をめぐる問題である、と。

次に、以上のようなカップの所論をマルクス経済学の立場に立脚しながら批判的に継承することを意図した宮本氏の所論をとりあげたが、氏の所論においても結局、前述のようなカップの所論における問題(とくに第一の問題に関して)は、必ずしも適切な理論的説明が与えられず、そのため、そこでは却つて看過しえない理論的矛盾さえ抱え込む難点を免れていない、ということであつた。

そこで本稿では、以上のような前稿での結論をふまえて、カップの所論の内部では理論上曖昧化され、また宮本氏の所論においても残念ながら適切な理論的説明が与

えられずに終わつてゐる問題に対して、さらに一歩踏み込んだ理論的究明を行なうことを通じて、これまでカップから宮本氏へと引き継がれてきた議論の理論的弱点を、一体どのようにして克服すべきかという問題にとりくんでみることにしたい。

- (1) 寺西俊一、前稿、『橋論叢』第九〇巻第四号、一九八三年一〇月号、における付記を参照のこと。ただし、ここで示した三章以降(本稿では次章以降に対応する)の章別構成とタイトルは、本稿掲載にあつて、多少変更した。なお前稿では、校正段階で見落とした脱字・誤植が数カ所残つてゐるので、以下にお詫びをかねて訂正しておきたい。①「宮氏」→「宮本氏」(八〇ページ、上段)、②「政治経済的」→「政治経済学的」(同ページ、下段)、③「Social Costs of Private Enterprise」→「Social Costs of Private Enterprise」(八三ページ、上段)、④「カップ」→「カップ」(八六ページ、上段)、⑤「未刊」→「未完」(九三ページ、上段)。
- (2) 寺西俊一「カップの社会的費用論に関する覚書」『橋論叢』第八六巻第五号、一九八一年一一月号。
- (3) 予め留意しておけば、以上二つの問題は、実は相互に密接な係わりをもつ問題であり、それらはともに国家論をその体系に含む政治経済学をもつてしなければ、理論的に十分説明しえない問題である。

(4) こうした難点を一例で示せば、それは、宮本氏の所論の中で次のような形で現われている。すなわち宮本氏は、氏のいう「絶対的損失」を除く「社会的損失」をそのまま「社会的費用」と規定した上で、その「社会的費用」の中に、「社会的損失」を防止するための対策費用(宮本氏は、「防止費用」と呼んでいる)を含めてゐる。つまり理論的には、「社会的損失」の「防止費用」＝「社会的損失」となっているのである。このため、たとえば、「予防対策の費用を社会的費用とすると、社会的損失＝社会的費用(プラス絶対的損失)」として出発した議論からの当然の帰結として、『予防費用』が社会的損失のなかにふくまれてしまうことになる。しかし、『予防費用』は、いかなる意味においても、社会的損失にふくまれえないことは明らかである。(吉田文和「社会的費用論の批判的検討」『経済学研究』(北大) 第二九巻第四号、一二三ページ)といった形での「論理矛盾」を衝く批判を招く余地を残している。ただし右の批判は、宮本氏が注意深く「防止費用」と表現している点を見落とし、それを「予防費用」と読み違えるという誤解にももつづいている。もちろんそうした誤解は、宮本氏が「防止費用」という曖昧な表現を用いて、それと「予防費用」(吉田氏は、「発生源対策費用」を念頭においている)とを必ずしも明示的に区別して示さなかったことにも起因するものであって、無理からぬ誤解といえる。(なお公平を期すために付言しておけば、宮本氏は、右の

誤解をさけるための再説明を下記の論文の中で与えている。宮本「現代資本主義と貧困問題」宮崎義一他編『現代資本主義論』筑摩書房、一九七七年、所収、三〇一ページ)。しかし仮に、右の誤解なしに受けとめても、やはり「防止費用」＝「社会的損失」とすることは、吉田氏の批判レベルとは別に、筆者が次章以降の本論で詳しく述べようなかテゴリー上の理論問題が、そこに残らざるを得ない。

二 「社会的損失」問題の内容とその基本性格

——「社会的損失」問題の経済学的把握をめぐって——

さて、前稿でも述べたとおり、筆者は、各種の公害や環境破壊の諸現象が社会に対してもたらしている(あるいは、もたらすことになる)諸々の否定的諸影響の問題を、「社会的損失」問題という形で一貫してとらえようとしたカップの問題視角それ自体については、そこに一定の理論的意義を認めようとする立場にたっている。したがってまた、宮本氏がカップの所論を「社会的損失」論として受け継ごうとされた意図についても、基本的には同意している。だがその際に、われわれが改めて一定の理論的解明を与えねばならなくなる重要な理論問題の

一つが、すでに述べたように、各種の“社会的損失”問題それ自体と、それに起因して発生する諸費用とのカテゴリー的区別と関連をめぐる問題であった。そこで本章では、その点を究明していくためのワン・ステップとして、まず“社会的損失”問題それ自体について、少し立ち入った検討を加えておきたい。

以下、具体的な問題事例に即して考察していく方が分かりやすいと思われるので、われわれは、そのための適当な一事例として、わが国の公害・環境問題⁽¹⁾史の中でも比較的早くから社会問題化してきた最も代表的な公害現象の一つ、硫酸酸化物(SO_x)による大気汚染問題を念頭におくことにしよう。

さて、 SO_x による大気汚染の問題は、それを自然科学的見地からみるならば、改めていうまでもなく、人間社会の存立基盤における基本的な自然環境条件の一つたる大気の組成中において、 SO_x (主として SO_2)の濃度が一定の空間的広がりをもって異常な水準に高まる現象である⁽³⁾。こうした現象は、たとえば火山の噴火活動といった純然たる自然的要因によってももちろん発生しうるものであるが、これまで社会問題化してきたものの大部

分は、そこに一定の人為的要因が大きく関与しており、むしろその点に主要な原因が求められる。すなわちこの現象の素因⁽⁴⁾(原因物質)をなす SO_x は、技術的には、含硫鉱石の精錬過程や硫酸製造過程、あるいはまた化石燃料としての石炭や重油に含まれる硫黄分の燃焼過程など、人間社会の諸活動の一環としての諸過程から生ずるものであって、その大気中への放出がこの現象の素材的な主原因である。

ところでこの現象が、社会的に問題化せざるを得ないのはなぜか。それはいうまでもなく、 SO_x による大気汚染が、人間社会に対して各種の否定的諸影響をもたらすからに他ならない。すなわちこの汚染現象は、現時点でのわれわれが確認しうる主要なものに限っても、一定の条件の下では⁽⁵⁾、以下のような形で否定的諸影響をわれわれ人間社会に対してもたらすからである。

①大気を呼吸する人間に直接生理的不快感をひき起したり、また気管支炎や肺炎、喘息などの健康障害、さらには人間の生命力そのものの破壊、といった危害をひき起こすこと、②動植物の発育や成長を直接阻害することによって、野生小動物の異常死や森林の枯死、種々の

農作物の不作、などの事態をひき起こすこと、③ SO₂が大気中の水分と結合して、ある種の石材や金属物質を腐蝕し分解する化学的作用をもつことから、それらを建築材料として用いた各種の人工的建造物や歴史的文化財などの漸次的な損傷をひき起こすこと、④さらに間接的には、大気が雨で洗われる過程を媒介にして、人間社会の存立基盤における別種の基本的自然環境条件たる土壌や水質の汚染をもひき起こすこと、等々……。

そこでわれわれは、以上のような各種の否定的諸影響の問題を、カップが用いた概念をそこにそのまま踏襲する形で、すなわち、それらがいずれも人間社会にとって無視しえない「損失」を意味するという点で、SO_xによる大気汚染の「社会的損失」問題、と呼ぶことができるであろう。少なくとも、問題の第一次的な概念的把握として、ここで「社会的損失」概念を用いることは許されよう。

ところが、実はこの後にわれわれにとって理論的吟味を要する問題が生じてくる。すなわち右で述べたように、とりあえず「社会的損失」問題と呼ぶことのできる諸問題は、それらを経済学的検討の対象として考えた場合、

一体如何なる性格の問題として把握されるべきなのかという点が、次に一定の理論的検討を必要とする重要問題としてでてくるのである。

ここで、カップや宮本氏の場合のとらえ方に立ち戻ってみよう。まずカップにあつては、すでに前稿でも述べたように、右のような「社会的損失」問題は、それをひき起こす素材的原因の経済的担い手（今、われわれが念頭にしている問題事例では、たとえば含硫鉱石の精錬を営利目的の経済活動として営む私的企業を考えればよい）における私的費用計算の中では、殆んど何らの考慮も払われない問題、という形で認識された。つまりカップの場合には、彼に独特な表現に即していうならば、「その惹記者たる私的企業の費用支出からはしめだされ、第三者または社会全体の負担に転嫁されている費用要素」の問題、という形で右の問題が経済学的に把握されたわけである。では宮本氏の場合にはどうかといえ、彼は、右のようなカップの把握に多少の修正をほどこして、「資本主義企業の経済活動にもなつて発生し、資本のコストに算入されず社会（とくに労働者階級）あるいは自然の負担や犠牲となつてゐる損失」という形で、

この問題をとらえている。⁽⁹⁾

しかしながら、以上に示したようなカップ及び宮本氏による問題の経済学的認識あるいは把握には、実は重大な理論的混乱がひそんでいることをわれわれとしては指摘しないわけにはいかない。というのは、カップの場合にせよ宮本氏の場合にせよ、彼らが『社会的損失』問題の経済学的認識に際して、「私的企業の費用支出からはいじめ、だされ(る)」とか「資本のコストに算入され(ない)」といった表現を用いて示そうとされたことの意味を改めて理論的に考えてみると、そこに全く不可解な点が残らざるを得ないからである。⁽¹⁰⁾なぜならば、そもそも『社会的損失』の問題それ自体は、先に具体的問題事例でも示したとおり、明らかに「私的企業の費用支出」あるいは「資本のコスト」に算入される(ないし、されるべき)費用諸項目(これらは当然のことながら貨幣的評価を前提する)の問題とは、経済学的には全くカテゴリー的次元を異にする問題としてまず認識されるべき性格の問題だからである。したがってまた、それは、何らの理論的媒介もなしに、「私的企業の費用支出」や「資本のコスト」とストレートに関連づけられるような性格の問題

では決してないからである。(もちろん、全く関連がないということではない)。

ここで再び、われわれの問題事例を念頭において考えてみよう。すなわちSOXによる大気汚染の事例でいえば、そこでの『社会的損失』の問題は、前述の①②④に示されたような形で人間社会に対する各種の否定的諸影響の問題を、その具体的内容とするものであった。いまそれらの内容をそれぞれ概念的に表現しなおすならば、①は〈人間自然の損傷・破壊〉、②は〈生物自然の損傷・破壊〉、③は〈労働生産物の損傷・破壊〉、そして④は〈土地自然の損傷・破壊〉という形で規定しうるものである。⁽¹¹⁾しかもその際、理論的にみてとくに重要な点としてわれわれが確認しておくべきことは、それらがいずれも、経済学的にいえば、いわば使用価値的カテゴリーに属する問題に他ならないということである。いいかえれば、『社会的損失』問題の個々の内容は、それ自体としては、本来商品経済社会に固有な交換価値(価値)的カテゴリーに属する問題とは、理論上まず明確に区別してとらえられるべき対象的性格をもった独自の経済学の問題に他ならない、ということである。

カッパにしても宮本氏にしても、まず右の点での問題認識を、彼らの所論においてより明確にし、その上でそれを理論的に一貫させることが本来必要であったといわなければならない。そうすれば、おそらく彼らも、「社会的損失」問題と「私的企業の費用支出」あるいは「資本のコスト」に算入される(ないし、されるべき)費用諸項目の問題とは、決して安易な形で無媒介的に関連づけられるようなものではなく、そこに独自の理論的説明を要する重要問題が存在することに気づかされることになったであろう。われわれは、次章以降において、その点を含めた考察を行わなければならない。

ここでは最後に、以上で述べたような「社会的損失」問題の基本性格を経済学的に正しく認識した上で、その内容規定及びそこで必要となる一定の理論的分類基準について、現時点における筆者の仮説的試論を提示しておくことにする。

まず、公害や環境破壊に係る「社会的損失」問題の基本的な内容については、以下のように規定しておくことが必要であろう。すなわちそれは、人間社会の存立・発展にとって無視しえない人間及び人間をとりまく種々の

環境的諸条件に係る使用価値的レベルでの各種の損傷・破壊の問題である、と⁽¹²⁾。そしてその具体的内容は、個別的に列挙して大別するならば、すでに述べたように、①〈人間、自然の損傷・破壊〉、②〈生物、自然の損傷・破壊〉、③〈土地、自然の損傷・破壊〉、④〈労働生産物の損傷・破壊〉、の四種類に分けてとらえることができるであろう。(ただし以上は、損傷・破壊される対象物を基準にして一応の分類を示したものであって、実際上はそれら相互間に、切り離し難い重要な複合的連関がある場合が多いことを見失ってはならない。たとえば、今日の公害・環境問題における典型的事象の多くは、③を媒介にして、①、②、④がひき起こされるという連関になっている)。

次に、以上のような「社会的損失」問題の内容を、そこで各種の損傷・破壊における程度や質的内容に着目してみるならば、①ある程度、可逆的性質を有するものと②基本的には不可逆的性質を有するものとを理論的に区別してとらえる基準をもつことが、決定的に重要となるろう。(この点で、宮本氏が提起された「絶対的損失」論は、われわれがその継承・発展を期すべききわめて重

〈公害・環境破壊に係る『社会的損失』問題の内容と一定の理論的分類〉

(1)損傷・破壊の対象別による分類	(2)損傷・破壊の程度・質による分類	(3)損傷・破壊の社会的潜伏期間による分類
① 〈人間自然の損傷・破壊〉 ② 〈生物自然の損傷・破壊〉 ③ 〈土地自然の損傷・破壊〉 ④ 〈労働生産物の損傷・破壊〉	① 〈可逆的性格をもつ損傷・破壊〉 ② 〈不可逆的性格をもつ損傷・破壊〉	① 〈短期的視野でとらえられる損傷・破壊〉 ② 〈中期的視野でとらえられる損傷・破壊〉 ③ 〈長期的視野でとらえられる損傷・破壊〉 ④ 〈超長期的視野でとらえられる損傷・破壊〉
(注) ①～④の相互間における一定の相互連関性がある。	(注) ①、②の区別が実際には、①、②の間に適切な区別がある。	(注) ①～④は、科学的認識の深化による。

要な論点としての意義をもってくる)。さらにもう一つ公害や環境破壊に係る『社会的損失』問題をとらえる上で今後一層重要性を増してくると思われ、われわれは次の点を追加し

ておきたい。それは、『社会的損失』問題の具体的内容をなす各種の損傷・破壊が、実際に社会問題化してきてるまでに要する期間（それを仮りに、損傷・破壊の社会的潜伏期間と呼んでおく）に着目した分類基準である。なぜこうした分類基準が重要となるかは、これまでの公害・環境問題の具体的経験に照らせば自ずと明らかであろう。すなわち各種の『社会的損失』の中には、①比較的短期的な視野（二、三年以内のタイム）でとらえられる性格の問題もあれば、②中期的な視野（四、五年から十年ぐらいのタイム）や③長期的な視野（一世代〔三十年〕から一世紀〔一〇〇年〕にまたがるタイム）、さらには④超長期的な視野（数世紀以上にまたがるタイム）をもつことなしにはとらえきれない性格の問題まで存在するからである。

さて、以上をふまえて、公害や環境破壊に係る『社会的損失』問題の内容をとりあえずまとめておけば、それらは上掲の表のように整理して示すことができよう。われわれは今後、こうした各種の『社会的損失』の問題を、それ自体としても、きわめて重要な経済学的検討の対象課題として位置づけていかねばならないで

あろう。さもなくば、前稿でも言及した華山氏の指摘のとおり、⁽¹³⁾経済学は、現実の公害・環境問題の前にひき続き無力であり続ける他はないと思われる。

(1) 飯島伸子編著『改訂』公害・労災・職業病年表』公害対策技術同友会、一九七九年五月、参照。なお筆者は、わが国の公害・環境問題史に関しては、これまでの研究史の成果をふまえて、「日本資本主義と公害・環境問題」(仮題)という形で別稿を予定している。

(2) この問題は、周知のように戦前では、足尾、別子、日立、小坂の四大鉱山で起こった公害事件、戦後では、四日市公害事件など、わが国の公害・環境問題史の中で代表的諸事件において、まさに中心的な位置を占めてきた。

(3) この場合、大気中のSO_x濃度がどの程度の水準を越えたとき、異常と判定するかがきわめて重要な問題となる。一九六三年のWHO(世界保健機構)の大気汚染に関する専門委員会では、第一レベルから第四レベルまでの判定条件を示し、各国が環境基準を定める場合、第一レベル(ある値またはそれ以下ならば、現在の知識に従って、直接的にも間接的にも影響が観察されない濃度と曝露時間の組み合わせ)、ないし止むを得ぬ場合でも第二レベル(ある値およびそれ以上の値ならば、感覚器管の刺激、草木の傷害を起こす作用、視程の障害またはその他の環境への悪い作用が起こりそうな濃度と曝露時間の組み合わせ)で設定され

なければならぬとしている。(庄司光、宮本憲一共著『日本の公害』岩波新書、一九七五年、参照)。しかし、わが国で、一九六九年にはじめてSO_xに係る環境基準が閣議決定されたときには、当時の生活環境審議会公害部会環境基準専門委員会が、第三レベル(ある値またはそれ以上の値ならば、重要な生理的機能の障害あるいは慢性疾患、または生命の短縮をもたらす変化が起こりそうな濃度と曝露時間の組み合わせ)に相当する閾値として提示した基準(一時間値の一日平均値〇・〇五PPM、一時間値〇・一PPM)さえ、三倍近くも上回る緩やかな基準が採用された。その後、周知のように、一九七三年にその基準は改定・強化され、現在は、「一時間値の一日平均値〇・〇四PPM以下、かつ一時間値〇・一PPM以下」という基準が採用されている。なお参考までに記しておけば、海水面付近の清浄で乾燥した大気中では、SO₂の濃度は、通常〇・〇〇〇二PPM程度であると報告されている。(A. C. Stern, ed., "Air Pollution", vol. I, 2nd ed., Academic Press, New York, 1968, p. 27.)

(4) 佐藤武夫、奥田穰・高橋裕著『災害論』(科学論・技術論双書3)勁草書房、一九六四年、参照。

(5) 濃度と曝露時間の組み合わせの他に、それがどのような気象条件や地理的・地形的条件と結びつくか、といった点なども重要である。

(6) この点で吉田氏は、公害現象を「社会的損失」と規定

することの限界として、次の二点を指摘している。①そうした規定は、「あくまでも結果をのべたものであって、その原因をそれ自体として示したものでない」こと、②「カップがのべているように、失業、過剰設備、独占などその他の現象までもが一括され、公害問題の独自性を示す本質規定ではない」こと。(吉田文和、前掲論文、一一一ページ、参照、傍点は吉田氏のもの)。確かにもっともな指摘だが、筆者は、その点の認識もふまえた上で、なおかつ『社会的損失』概念を用いることは、一定の意義があると考えている。ちなみに指摘しておけば、吉田氏自身は、他方で「生産力破壊」という概念を提起しておられるが、その概念による規定でも、右の①、②の点は、同じようにあてはまるのではなからうか。吉田文和著『環境と技術の経済学』青木書店、一九八〇年、第三章、参照。

(7) 寺西、前稿、八七ページ、参照。

(8) 宮本憲一「現代資本主義と貧困問題」前掲書、二九〇ページ。

(9) 宮本氏の場合、さらにつけ加えて、そのうち「価値はかりうるもの(貨幣単位で秤量できるもの)であり、再生可能な」ものを「社会的費用」、「価値でははかることができず、かつ再生不能な」ものを「絶対的損失」として、理論的に区別してとらえる認識を明示されたことは、前稿でも紹介したとおりである。

(10) この点は、吉田氏によっても、「私企業の超過利潤の

追求による費用節約と、その結果生ずる社会がうける損失(その貨幣評価額)とが区別されず、混同されている」と指摘されている。(吉田文和、前掲論文、一一六ページ、参照)。さらにこの点は、カップの所論のビグー的解釈にもとづいた、いわゆる『社会的費用の内部化』論にも共通している。

(11) 吉田氏は、この点を、注(6)でも言及したように、「生産力破壊」の概念で把握し、その内容を、①「労働主体の労働能力破壊」、②「労働主体の生産物、獲得物破壊」、③「『自然的生産力』破壊」の三種に整理している。(吉田文和、前掲書、第三章、参照)。筆者は、①を「労働能力破壊」という形で限定せずに、(人間自然の損傷・破壊)と規定した。その理由は、たとえ勝手に現役の労働者群から社会的に退いた老人やまだ労働能力をもたない胎児、乳幼児など、公害現象の中で最も被害を受けやすい社会的弱者の健康破壊等を念頭におけば、「労働能力破壊」という規定では少し狭すぎると思われるからである。また③についても、筆者は、(生物自然の損傷・破壊)と(土地自然の損傷・破壊)とをその内部で区別する必要があると考え

(12) 以上の『社会的損失』問題の規定では、たとえば、カップが同じく問題にしている各種の浪費現象(資源浪費や経済的非効率などの問題)は、含めていない。筆者は、それらについては『社会的浪費』問題として相対的に区別し

とらえたいと考えている。

(13) 寺西、前稿、一の注(4)、八一―八二ページ、参照。

三 “社会的損失”問題とそれに起因する諸費用

—— “社会的損失評価額”及び“社会的出費”概念の提起——

さて前章では、各種の“社会的損失”問題が、それ自体としてみれば、いわば使用価値のカテゴリーに属する独自の経済学の問題に他ならない、ということを確認した。だがそのことは、“社会的損失”問題が商品経済社会に固有な交換価値(価値)のカテゴリーに属する諸問題と全く無関係である、ということを必ずしも意味するわけではない。一般に商品経済社会においても、使用価値のカテゴリーに属する問題は、一定の連関において、交換価値(価値)のカテゴリーに属する問題ときわめて重要な係りをもつ。⁽¹⁾ それゆえ経済学は、もともと両者の係りにおける連関の問題を理論的に説明することをその本来の課題としてきた。

そこで本章では、その点を、前章で述べたような“社会的損失”問題に関して、改めて考察してみることにし

たい。すなわち以下では、各種の“社会的損失”問題が商品経済社会において発生する場合、それは、交換価値(価値)のカテゴリーに属する問題と一体如何なる形での連関を伴って現われてくるのか、という点について一定の検討を加えておきたい。

まず一例として、前章で整理したような四つの対象別分類でとらえられる“社会的損失”問題のうち、①の(人間自然の損傷・破壊)の問題をとりだして、少し具体的に考えてみよう。

いま社会の一構成員(h_i)が、たとえば大気汚染という公害現象によって、彼の健康に対する損傷・破壊を被ったと想定しよう。

このとき、 h_i が仮に賃金労働者であるというケースであれば、彼の健康破壊はそのまま彼の労働能力の破壊につながる。そしてその結果、彼がそれまで賃労働の形態で生みだすことのできた価値の形成力も同時に失われるということになる。つまりこの場合、 h_i の健康破壊という使用価値的レベルの問題が、彼の労働能力破壊↓価値形成力喪失という連関を媒介にして、価値的カテゴリーに属する問題とも一定の係りをもって現われるとい

うことが示されている。このことは逆に言えば、 h_i がもとと商品経済社会において、何らの価値形成労働をも担っていないケース（たとえば、就労年齢未満の幼児や児童、あるいはその生計が第三者によって扶養される社会的存在となった高齢者などのケース）であれば、右のような形での価値的カテゴリーに属する問題との連関は、最初から生じえないことを意味している。

次に、 h_i が損われた自己の健康を治療ないし回復するために、新たに医薬品や医療器具を購入したり、一定の医療サービスを受けるといふ局面に目を向けるならば、それらが商品形態をとって提供されている限り、 h_i が先に述べたいずれのケースであっても、そこに、医薬品や医療サービスに対する対価としての一定の費用 (Costs) が支払われねばならないといふ問題が発生しよう。これは、先に述べたものとはまた異なる別の形での問題の連関を示すものである。

さらに以上で述べたような問題の連関が、単に h_i 個人にとどまらず、相当数の社会的構成員に対して継続的に発生するという事態を想定すれば、それは社会的にも無視しえない問題として認識され、遅かれ早かれその問題

に対する一定の社会的反作用が登場せざるを得ない。(ただしこの過程は、多くの場合、『社会的損失』の犠牲を被る人々の被害に対する救済・補償を求める運動を媒介とする)。そしてそのことを通じて、当該問題の実態や原因を科学的に究明するための調査活動の実施や、それにもとづく各種の『損失』対策が社会的に講じられるようになってくる。その際当然、それらの施策の実施に要する諸々の諸経費 (Expenses) が社会的レベルで発生するという形で、やはり新たな問題の連関が生じてくることになる。

さて、以上は、実際の具体的ケースを念頭において、⁽²⁾ そこでどのような形での問題の連関が生じてくるかを簡単に述べてみたものであるが、われわれはそこから、『社会的損失』問題と交換価値(価値)的カテゴリーに属する問題との一般的な連関について、以下のような諸点を理論的に確認することができるであろう。

まず第一に理論的に確認しうる点は、各種の『社会的損失』問題は、そこで使用価値的レベルでの損傷・破壊を被る諸対象(①人間自然、②生物自然、③土地自然、④労働生産物、に大別される)が商品経済関係に包摂さ

れているその範囲内において、交換価値(価値)的カテゴリーでの『損失』(価値喪失)としても同時に現われ、ということである。このことは、たとえば、②の〈生物自然の損傷・破壊〉の一例をとりだして具体的にいえば、商品経済関係に包摂されて商品形態をうけている農作物の損傷・破壊のような場合には、それが同時に、そこでの商品価値の『損失』としても現われるということである。また逆に、③の〈土地自然の損傷・破壊〉の一例として、たとえば商品経済関係に包摂されずしたがって商品形態をうけていない自然水の質的損傷のような場合を考えれば、それは、交換価値(価値)的カテゴリーでの『損失』としては、直ちに現われようがない⁽³⁾ということを意味するわけである。

ところで以上の点は、各種の『社会的損失』の貨幣的評価(価値的カテゴリーによる評価)問題を考える際にはきわめて重要な理論的意味をもってくる。この点は改めて論じなければならぬ重要論点の一つであるので、⁽⁴⁾ここでは若干の付言だけしておくならば、われわれは、各種の『社会的損失』を個々に貨幣的タームで評価したものを、『社会的損失の貨幣評価額(Monetary Estimate

of Social Loss)』(簡略には、『社会的損失評価額』あるいは『社会的損失額』)と規定し、これを独自の意義をもつ理論的範疇として、『社会的損失』概念それ自体とは別個に定立する必要があると考える。その理由は、この範疇のもとで、各種の『社会的損失』を貨幣的に秤量することが理論的にはある程度の範囲内で可能であり、またそこに一定の実践的・政策論的意義を見いだすこともできると考えるからである。もちろんそれは、実際上では相当な技術的困難を伴うし、またあくまで厳密を期すれば、価値的カテゴリーでの『損失』としては現われようのないものを除外したところで、部分的・限定的にのみ可能であるにすぎないという点を銘記しておくことが必要であろう。⁽⁵⁾

次に第二の点として理論的に確認しうることは、各種の『社会的損失』問題は、それが私的レベルにせよ社会的レベルにせよ、放置し無視し続けることのできない問題として認知されるものであるかぎり、その問題に起因する様々な現実的形態での諸費用(Expense)を発生せしめる、ということである。実際、この種の諸費用は、公害・環境問題に関連する各種の出費として、実に多様

な形をとって社会的に現われている。それゆえわれわれは、この種の諸費用についても『社会的損失』それ自体とはカテゴリー的次元を異にするものとして、別個にとらえておく必要がある。そこで筆者は、この種の諸費用については、『社会的出費 (Social Expense)』と、⁽⁶⁾新しい概念でとらえることをここに提起しておきたい。

ただしその際、この『社会的出費』概念のもとに包括される具体的諸費用については、互いにその性格を異にするいくつかの費用部類に分けてとらえておくことが必要となる。すなわち、同じく『社会的損失』問題に起因する『社会的出費』といっても、それぞれの諸費用がもつ理論的性格を個々に吟味して整理するならば、以下に述べるような五つの費用部類への分類が必要となってくるからである。

① 〈損失予防対策費〉。これは、いうまでもなく各種の『社会的損失』をその素材的発生要因の原点（発生源）のところで、予め防止する技術的対策のために要する諸費用である。

② 〈損失緩和対策費〉。これは、一定の技術的理由にもとづくにせよ何らかの社会的経済的理由にもとづくに

せよ、各種の『社会的損失』の発生それ自体は容認されている状況の下で、その『損失』を部分的に軽減・緩和したりまたは一時的に回避したりするための対策に要する諸費用である。これは、『社会的損失』そのものをなす対策費用ではなく、その意味で①の〈損失予防対策費〉とは明らかにその理論的性格を異にする諸費用である。

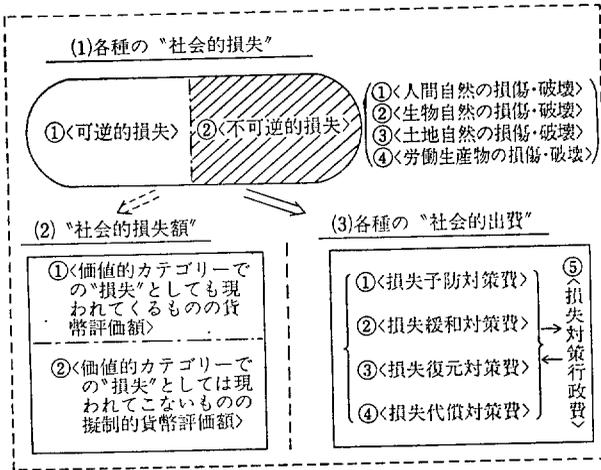
③ 〈損失復元対策費〉。これは、各種の『社会的損失』における使用価値的レベルでの損傷・破壊の結果に対して、それを再び修復ないし復元するための対策に要する諸費用である。これは、当然のことながら、各種の損傷・破壊の結果が、その程度や質的内容においてある程度の可逆的性格を有する場合にのみ生じうる費用部類である。

④ 〈損失代償対策費〉。これは、③と同じく、『社会的損失』における各種の損傷・破壊の結果に係るものであるが、その結果そのものが基本的に不可逆的性格を有する場合に、その代替・補償の対策のために必要となる諸費用である。

まず以上が、各種の『社会的損失』問題に直接的に起

因して発生してくる『社会的出費』の基本的な分類となる。しかしこれだけではない。さらに、①～④の費用

〈“社会的損失”問題と“社会的損失額”及び“社会的出費”〉



部類とはその性格的次元を異にする間接的なものとして、右で挙げたような諸対策の実施そのものを政策的に推進

するために必要となる純然たる行政上の諸費用もつけ加えておかなければならない。われわれは、これを⑤「損失対策行政費」とし、間接的な『社会的出費』として分類しておくことにする。なおこれを、①～④の諸費用と区別することは、それぞれに対応する諸対策の実施そのものが国家や自治体を主体として遂行されるような場合には、実際上の困難を伴うことになるが、理論的にはやはり性格を異にするものとして峻別してとらえておくことが重要である。

さて以上で述べてきたことを、前章で明らかにした『社会的損失』問題との関連も含めて、最後に総括的に図示しておけば、およそ上掲の図のようにまとめられよう。われわれは、こうした問題の連関を正しくふまえることによってはじめて、各種の『社会的損失』問題をめぐる諸関係の政治経済学的分析のための一つの理論的枠組を新に準備することが可能となろう。

(一) Roman Rosdolsky, *Zur Entstehungsgeschichte der Marxen >Kapital<*. 1968. (とくゞ3. Kapitel, S. 98—124.)

ロマン・ロスドルスキー著／時永淑他訳『資本論形成史 1』法政大学出版局、一九七三年、第三章「K・マルクス

と経済学における使用価値の問題」、参照。ロスドルスキは、そこで次のように述べている。「使用価値に経済的な意義が帰属するかどうかは、ただ、それが社会的な生産関係にたいしてもつ関連に基づいてのみ判断することができ。使用価値がこの関係に影響を及ぼすか、あるいはそれ自身がこの関係によって影響を受けるかぎりでは、使用価値は確かに一つの経済的な範疇である。」(Ibid., s. 106, 邦訳書、一二八ページ)。

(2) 以上は、具体的なケースとして戦後の四日市公害事件の展開を念頭にして述べてみたものである。小野英二著『原点・四日市公害一〇年の記録』勁草書房、一九七一年、参照。

(3) 〈労働生産物の損傷・破壊〉の場合は、一般に、商品経済社会にあつては労働生産物が商品形態を受けとることが多いため、価値的カテゴリーでの「損失」としても現われるものが多いといえるが、特定の文化財や歴史的建造物のように、それが他に代替できない固有性を有する物の場合には、自ずと事情が異なる。

(4) 「社会的損失」の貨幣的評価の具体的あり方をめぐる問題については、別の機会に論じたい。ここでは、これまで試みられてきた代表的な「損失」評価例を示す若干の文献を挙げておくとどめる。① Edwin Chadwick, *Report on the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain*, 1842. (ただし、これは当時の伝染病に

係る「社会的損失」を貨幣評価したものである)。② Mellon Institute, *The Smoke Investigation*, 1913. ③ R. G. Ridker, *Economic Costs of Air Pollution*, 1967. ④ 藤原九十郎「都市の空中浄化問題」東京市政調査会、都市問題パンフレット第一七号、所収、(一九三一年)。⑤ 大阪府総合計画局公害対策部「公害による経済被害調査結果」(一九六六年三月、四月、一九六七年五月)及び同市環境保健局環境部「公害による経済被害調査結果報告書」(一九七四年二月)。⑥ 東京都公害研究所調査部「公害による経済的損失の評価」(一九七四年一〇月)。⑦ 三菱総合研究所「環境悪化の社会的費用の測定方法に関する研究」(一九七七年九月)など。

(5) もちろん、価値的カテゴリーでの「損失」としては現われようのない損傷・破壊についても、一定の仮説の下に貨幣的評価を与えることは理論的には不可能ではない。しかしそれは、あくまで擬制的な形で、貨幣的評価であつて、ここではその評価結果の活用があり方が重要問題となる。

(6) ここで提起する「Social Expense」の概念は、たとえばアメリカのマルクス主義財政学者 J・オコンナーの著書 J. O'Connor, *The Fiscal Crisis of the State*, 1973. 池上惇・横尾邦夫監訳『現代国家の財政危機』御茶の水書房、一九八一年)の中で、国家経費を分類するための鍵概念の一つとして用いられている。前稿の付記では、右の邦訳書における訳語「社会的損費」をそのまま利用したが、オコ

ンナーの概念は筆者の規定とは多少異なるので、独自に「社会的出費 (Social Expanse)」と表現することにした。

(7) 筆者が「社会的出費」概念でとらえようとしている、いわゆる「公害関連諸費用」の分類については、これまでもいくかつの分類法がみられる。若干の例を挙げよう。

まず都留重人氏は、①防除費用、②被害(ダメージ)救済費用、③番積公害除去費用、④監視測定・技術開発・公害行政等の間接費用、に分類している。(都留重人編『世界の公害地図(上)』岩波新書、一九七七年、四〇ページ、参照)。しかしこの都留氏による分類は、①の防除費用の中に筆者の分類による、①、②が区別なく混在していること、④の技術開発費と公害行政費とは同列にできないことなど疑問点が多い。(②、③は、筆者の分類による④、③にほぼ相当する)。

次にアメリカのCEQ(環境問題諮問委員会)が行なっている分類では、①Damage Costs, ②Avoidance Costs, ③Transaction Costs, ④Abatement Costs. となつてゐる。(The Fourth Annual Report of the Council Environmental Quality, U. S. Government Printing Office, 1973, Chap. 3, p. 73 ff. 参照)。このうち「たときは①は筆者のいう「損失」そのものあるいはその評価額であり、具体的な「出費」ではない。すなわちこの分類は、「損失」そのものと「損失」に起因する諸費用とがカテゴリー的に区別されずに同列に並べられている点でやはり問題がある。

四 「社会的損失」問題と社会的費用論再構成の

課題——総括と展望——

さてわれわれは、前々稿並びに前稿を含むこれまでの考察をとおして、カップから宮本氏へと引き継がれてきたいわゆる社会的費用論の意義と問題点を検討し、さらにそこにみられる理論的弱点の批判的克服のあり方についても一定の方向性を示してきた。

ところで、以上のような考察が基本的に意図していたことは、すでに前稿でも明示的に述べたように、政治経済学的立場からする公害・環境問題研究への一視角を、カップ及び宮本氏の所論を一手がかりとして、改めて理論的に確定しようという点にあった。そこでこの最終章では、右の目的に照らして、これまでの考察結果について簡単に総括しながら、さらに今後の展開における若干の課題と展望を明らかにすることによって、前々稿から続く一連の拙稿全体への一応の締めくくりとしておきたい。

まずこれまでの考察結果から、われわれが今後の展開における出発点として確認すべき基本的諸点を再整理し

ておけば、大略以下のようにまとめられよう。

① 政治経済学的立場からする公害・環境問題研究は、公害や環境破壊の諸現象が社会に対してもたらす（あるいは、もたらすことになる）諸々の否定的諸影響の問題を『社会的損失』問題としてとらえてきたカップ及び宮本氏の問題視角を、理論的に受け継ぐことができるし、またそれをさらに発展させるものでなければならぬ。

② しかしその際、『社会的損失』としてとらえられる諸問題それ自体は、経済学的には、いわば使用価値的カテゴリーに属する問題であり、その具体的内容は、すでに前々章で示したような使用価値的レベルでの各種の損傷・破壊（本稿、二九ページの表、参照）に他ならないということが、まずもって正しく認識されなければならない。

③ 他方、そうした『社会的損失』問題は、商品経済社会にあっては、以下のような二様の形で、それ自体とはカテゴリー的次元を異にする問題との独自の連関を伴うものであることが、他面で明らかにされ認識されなければならない。すなわち、(1) 『社会的損失』の一部（損傷・破壊される対象が商品経済関係に包摂されている場

合）は、それが同時に、交換価値（価値）的カテゴリーでの『損失』（価値喪失）としても現われてくること、さらにもう一方では、(2) 当該問題に直接・間接に起因する各種の『社会的出費』が、その問題への国家的（自治体レベルを含む）対応のあり方とも密接に関連して、発生してくること、以上の点が正しくふまえられなければならない。

さてそこで、以上のような基本的諸点を理論的に再確認した上で、改めてわれわれの議論を再出発させるならば、明らかにカップから宮本氏へと引き継がれてきたいわゆる社会的費用論は、そこに一定の理論的修正を余儀なくされ、さらにそれにもとづく再構成の課題と必要性が生まれてこよう。

まず第一には、カップが無批判的に利用してきた『社会的費用』概念、及び宮本氏が「価値ではかりうるもの（貨幣単位で秤量できるもの）であり、再生可能な社会的損失である」と定義し直した『社会的費用』概念は、ともに、『社会的損失』、『社会的損失評価額』、『社会的出費』のいずれかの概念によって、理論的にとって代えられなければならない。なぜならば、カップの『社

会的費用”概念の場合は、相互にカテゴリー的次元を全く異にする右の「社会的損失」、「社会的損失評価額」、「社会的出費」をすべて包含するきわめて曖昧な概念だからであり、また宮本氏の「社会的費用」概念の場合は、それが次のような一定の理論的混乱の所産だからである。すなわち宮本氏は、その定義にみるように、そもそも使用価値のカテゴリーに属する「社会的損失」についての二つの分類基準（①価値ではかりうるか否か、②再生可能であるか否か）をもって「社会的費用」概念を規定しようとしており、しかもその際、右の、①、②の分類基準についても、それらが相互に次元を異にする基準であることを正しくふまえていないからである。（たとえば、価値ではかりうるものであっても、再生不能なものもあるし、その逆もありうる）。

第二には、右のような概念上の理論的修正をふまえて、カップ及び宮本氏によって、本来「私的企業の費用支出」あるいは「資本のコスト」に算入されるべきだと考えられている（ないしは、主張されている）ものが一体何であるのが、理論的により明確にされなければならぬ。またさらには、「社会的費用を内部化する」とか、

「社会的費用を原因者負担にする」といった政策的主張の内容についても、何を、どの段階で、如何なる理論的根拠から、「内部化」ないし「原因者負担」にするのか、といった諸点を理論的により明確化し具体化しなければならぬ。おそらく以上のような諸課題は、これまでの考察結果をふまえて考えるならば、まず各種の「社会的損失」の極小化という点に目指すべき政策目標を設定し、その上でその達成のために求められる各種の「社会的出費」の具体的な負担関係（事前的、事後的の双方を含む）のあり方を理論的・実証的に検討するという作業を通じて果される、ということになるであろう。しかもその際、①基本的に不可逆的な性格を有する「社会的損失」（宮本氏のいう「絶対的損失」）の理論的位置づけ方の問題、及び②「社会的損失評価額」の理論的取り扱い方の問題が、一定の政策的主張の理論的根拠づけにおいて、きわめて重要な意味をもってくるようになる。そして、こうした点を具体的ケースにおいて検討することが、今後の一課題となろう。

さらに最後の第三としては、これまでの議論がいわば結果としての「社会的損失」問題から出発してきたのに

対して、逆に、そもそもそうした『社会的損失』問題が
一体如何なる経済的社會構造やその下での経済活動のあ
り方、経済的メカニズム等々と係って発生してくるのか、
といったいわば発生原因論レベルについての経済学的検
討が、もう一方で合わせておし進められなければならない
い。この点では、『社会的損失』問題の具体的内容をな
す使用価値的レベルでの各種の損傷・破壊が、人間社會
における生産、流通、消費の諸様式及びそれと密接に関
連する廢棄過程のあり方等々と一体どのように係ってい
るかを、それらを規定している政治経済的諸關係をふま

えて理論的・実証的に分析していくことが必要となつて
こよう。こうした点も今後の重要課題となってくる。

われわれは、本稿に続いて、今後右で述べたような諸
課題にとりくまなければならない。

(付記)

前稿に対し、吉田文和氏(北海道大学助教授)より貴重
なコメントを頂いた。ここに記して謝意を表しておきたい。
なお、本稿にありうる誤りはすべて筆者個人の責任に属す
る。

(一橋大学専任講師)